

情報公開第01942号  
平成 28年10月14日

特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス  
理事長 三木 由希子 様

外務大臣

## 行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）

下記の開示請求に関し、平成27年6月30日付け情報公開第01013号による決定処分において不開示とした部分のうち、別表に記載の部分を開示することとしましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

### 記

1 開示を求められた行政文書の名称等

昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの  
日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの

2 開示請求番号 2015-00163

3 開示請求受付日 平成 27年 5月 1日

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所

[備考]

この決定は、平成27年5月1日付けで受け付けました開示請求により開示を求められた行政文書について、平成27年6月30日付け情報公開第01013号にて通知した決定の内容を一部変更し、改めて決定したものです。

以 上

1	行政文書の名称等： 昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの
---	---

2	行政文書の名称等： 第1回日米合同委員会議事録
---	-------------------------

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 6枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分： )

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：60円

全部 一部 (希望する部分： )

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：60円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分： )

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

(別表)

【1 / 1頁】

文書番号	文書名	改めて開示する部分
2	第1回日米合同委員会議事録	1頁目（上から10行目まで及び下から2行目以下）、2～3頁目（下から2行目以下）、4頁目（上から11～13行目及び下から2行目以下）、5頁目（上から23～27行目及び下から2行目以下）、6頁目（下から5行目以下）

開示の実施の方法等については、別紙「開示請求対象行政文書一覧表」及び「説明事項」を参照下さい。

【開示を実施することのできる日時，場所】

- ①平成28年10月17日～平成28年11月15日（土日祝日及び年末年始を除く。）  
9時45分から17時30分まで（12時30分から13時30分を除く。）  
（なお，受付時間は午前・午後とも終了時刻の15分前まで。）
- ②外務省大臣官房総務課 外交記録・情報公開室  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号  
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

【開示の実施方法】

上記②では写しの交付及び閲覧が可能です。かならず本通知書を御持参ください。  
また、郵送料自己負担による写しの送付も可能です。

【「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法について】

- ①開示の実施方法等は、「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書について希望する開示の実施方法等をチェックもしくは記入してください。
- ②必要な部分のみの開示を受けること（例えば，100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や，部分毎に異なる方法をチェック・記入すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け，残りは「(窓口で) 閲覧」する等）もできます。
- ③ある方法による開示実施を受けた後に，別の方法による開示実施を受けることもできます。この場合，最初に開示実施を受けた日から30日以内に，「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

【開示実施手数料の算定】

①基本額

「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書毎に、チェックした開示実施の方法及び数量から開示実施手数料を算出し、合計額を算出してください。

②媒体料金

CD-R、DVD-R又はFDでの交付を希望される場合は、希望する媒体の料金を加えてください。

CD-R (1枚)：100円、DVD-R (1枚)：120円、FD (1枚)：50円

※複数の開示実施を同時に申し出る場合、媒体の容量の範囲内で、まとめて1枚の媒体に複写することが可能です。その場合は、必要な枚数分の媒体料金のみ納付して下さい。必要となる媒体の枚数の判断が困難な場合は、外交記録・情報公開室の開示実施担当までご連絡ください。

③開示請求手数料の控除（今回の控除額は300円となります。）

開示請求1件につき、開示請求手数料分を上限として控除されます。（実施申出が複数回ある場合でも上限は同じ。）

上記①②③を次の式にあてはめて、最終的な開示実施手数料を算出して下さい。

$$\text{開示実施手数料} = (\text{①基本額} + \text{②媒体料金}) - \text{③今回の控除額}$$

【開示実施手数料の納付】

開示実施手数料額面の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。

【開示実施手数料の減免（免除）】

①生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示実施手数料の減額または免除を受けることができます。（限度額は、法施行令第14条に記載。）

②減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料の減額（免除）申出書」を提出してください。

【写しの送付を希望する場合の郵送料】

①封筒（定形外）1枚30g

②写しの送付を希望する媒体の重量

A4版用紙1枚4.3g×枚数、CD-R(1枚)100g、DVD-R(1枚)100g、FD(1枚)：50g

上記①②を足して、最終的な重量を算出し、「国内郵便料金表」（日本郵便）を参考に郵送料を算出してください。

※複数の開示実施を一括して行う場合、「ゆうパック」を利用することで、実際の送料が算定された額よりも安くなる場合があります。

【郵送料の納付】

「行政文書の開示の実施方法等申出書」に郵送希望である旨を記入し、最終的な重量の郵便切手を貼り付けない状態で同封してください。

【参考手数料】（すべての開示対象文書を紙媒体で開示実施、写しの送付を希望した場合）

①開示実施手数料

・すべて紙に白黒印刷したものの交付： 0円  
（内訳：実施手数料 60円 - 控除額 300円）

・すべて紙に印刷し閲覧： 0円  
（内訳：実施手数料 100円 - 控除額 300円）

②郵送料（見込み額）

すべての写しの送付を希望する場合の郵送料（見込み額） 140円